

日英協定発効前説明会（2020年12月11日、17日実施） F A Q

【農水産品】 NEW

質問事項	現時点での回答
<p>農水産品の関税割り当てについて、資料「日英包括的経済連携協定（日英EPA）農林水産品に関する合意の概要」（6ページ）には、輸入許可前引取をした貨物の輸入許可（IBP）の時に原産品申告と記載してありましたが、輸入許可前引取承認（BP）申請時は、原産品申告をしなくてもよいということでしょうか。これは、BP時に「証明書の発給を受ける」という理由でBP申請するが、その際に原産品申告しなくても特惠税率で申告してよいということでしょうか。</p>	<p>原産品申告書は、原則、輸入許可前引取承認(BP)申請に係る貨物の輸入申告の際に提出する必要があります。ご指摘の資料「日英包括的経済連携協定（日英EPA）農林水産品に関する合意の概要」（6ページ）は、BP申請の後、農林水産省に対して日英特惠輸入証明書の発給申請を行う際、原産品申告書の写しを提出いただくことを示しております。</p>
<p>①農水産品の関税割り当てについて、年度の残枠がなかった場合（EUですべて使用してしまった場合）は、農水省からの通知は出されるのでしょうか。 ②通知が出される場合、時期は4月第4週頃となっていますが、割当をもらえないことが分かった時点で通知前に、輸入許可前引取をした貨物の輸入許可（IBP）をしてよいのでしょうか。または通知を待ってから期限である6月末までにIBPすることになるのでしょうか。</p>	<p>①利用残がない場合、又は、優先順位により証明書が発給がされない場合は、当該申請者に対して、農林水産省から、証明書が発給されない旨を4月4週頃に連絡します。 なお、EUの関税割当の割当状況については、こちらでご確認いただけます。 (https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4.html) ②証明書が発給されないことが分かった場合、分かった時点でIBPを行っていただいで結構です。</p>
<p>EUの関税割当の利用残が生じた場合に英国に特惠税率を適用する仕組みについて、翌年度の4月に割当枠の利用残があった場合でも、新たに輸入をする貨物はEU関税割当の適用はできないのでしょうか。</p>	<p>EUの関税割当の利用残が生じた場合に英国に特惠税率を適用する仕組みは、ある年度にBP承認を受けた貨物に対し、同年度における当該利用残の範囲内で、事後的に日EU・EPAの関税割当と同じ税率を適用するものであり、農林水産省が4月4週頃に発給する日英特惠輸入証明書は、前年度にBP承認を受けた貨物が申請対象となっています。 したがって、ある年度（n年度）の翌年度（n+1年度）に新たにBP承認を受ける貨物については、n年度の利用残を適用することはできず、n+1年度の利用残の範囲内で、n+2年度の4月に、農林水産省に日英特惠輸入証明書の発給を申請いただくこととなります。</p>

質問事項	現時点での回答
<p>農水産品の関税割り当てについて、証明書が発給された後の通関の際に証明書はPDFでも可とのことですが、今後、NACCSへ、農水省側から、電子データでの通知という処理は、検討しないのでしょうか。</p>	<p>現時点ではそのような対応は検討していません。日英特惠輸入証明書が発給された後、申請者（輸入者）の方は、6月末までに税関に同証明書を提出してください。</p>
<p>輸入割当て英国枠を設けないとは、EU枠（英国を除く）のみが存続し、英国からの輸入については割当てがないということでしょうか。それとも英国枠としては設定しないがEU枠（英国を含む）の一部として割当てが認められるのでしょうか。</p>	<p>2020年12月31日に英国のEU離脱の移行期間が終了し、2021年1月1日（日英EPA発効）以降は、英国からの輸入についてEUの関税割当ては適用されません。EUの関税割当ての利用残が生じた場合に英国に特惠税率を適用する仕組みは、関税割当て制度ではなく、EU枠の一部として認められるということではありませんのでご注意ください。</p>

【原産地基準】

質問事項	現時点での回答
<p>資料「日英EPA原産地規則について」（10ページ囲み部分）にある附属書 3 - Dに掲げる情報の資料は、同資料23ページの追加的な説明資料に含まれるのでしょうか。また、輸入申告時に提出する必要があるのでしょうか。</p>	<p>附属書 3 - Dに掲げる情報を得ておくことについては、協定上は輸出者自己申告に係る生産行為の累積についてのみ規定されていますが、それ以外の場合においても、原産品申告書を作成する者は、累積する材料の原産性に関して明らかにできる情報を材料の供給者から入手しておく必要があります。また、輸入申告時には税関に対し、原則として当該情報を踏まえた製品の原産性を明らかにできる書類をご提出いただく必要があります。</p>
<p>資料「日英EPA原産地規則について」（14ページ）の繊維及び繊維製品の許容限度について、注釈 7 - 2と注釈 8 - 1は、同時に両方を満たさないと許容限度の適用はできないのでしょうか。又は、どちらかを満たせば許容限度の適用ができるのでしょうか。</p>	<p>注釈 7 - 2と注釈 8 - 1のいずれを適用するかは事業者の選択となります。</p>

【原産地手続】

質問事項	現時点での回答
資料「日英EPA原産地規則について」（7ページ）の説明で、EU拡張累積を適用する場合にどのような書類を準備すればよいでしょうか。	EU拡張累積を適用する際の実原産性に関する追加的な説明資料は、これまで日EU・EPAを適用する際にEU域内の原産品であることを証明するために必要な書類、あるいは二国間の累積規定で他の締約国の原産品であることを証明するために必要な書類と、同程度のもを準備いただければ結構です。ただし、EUの原産材料・生産行為か否かの判断は、日EU・EPAではなく日英EPAの原産地規則を適用しますので、その点ご注意ください。
輸出者自己申告制度において、申告文を作成できるのは輸出者のみで、生産者は対象外でしょうか。	輸出者自己申告制度は生産者も対象となります。協定上、「輸出者」とは輸出者及び生産者を指します。
日EU・EPAのように、輸出者による自己申告は、インボイスに協定に定められた原産品申告文の記載があれば、認められますか。	認められます。輸出者による自己申告については、協定第3・17条2において、附属書3-Eに規定する原産地に関する申告文をインボイス等の商業上の文書に記載する旨規定されております。
輸入者による自己申告は、日EU・EPAと同様に、輸入申告時に、原産品申告書、原産品申告明細書及びその他原産性を説明する資料の提出が必要でしょうか。	輸入者による自己申告の場合は、日EU・EPA同様、輸入申告時に原産品申告書、原産品申告明細書、その他原産性を説明する資料をご提出ください。
輸出者自己申告における原産品申告書において、日EU・EPAではREX番号を取得していない場合、詳細な住所を記載するようになっていますが、英国の輸出者又は生産者がEORI番号を取得してない場合、又は番号を記載しなくてよい場合はあるのでしょうか。また、EORI番号を取得していない輸出者・生産者について、日英間で、日EU・EPAと同様に詳細な住所を記載する等の取り決めはあるのでしょうか。	原産地に関する申告の「輸出者参照番号」欄は、英国の輸出者及び生産者の場合はEORI番号になる見込みですが、詳細については英国が公表次第、税関ホームページで情報提供します。なお、輸出者及び生産者が当該番号を割り当てられていない場合には、この欄は、空欄とすることができます。
輸出者自己申告の附属書3-Eに定められている原産地に関する申告文について、日本または英国に所在する者が作成するということですが、インボイスが他国で発行される場合、申告文中の輸出者名が日本又は英国に所在する者にであればよいのでしょうか。または、メーカーズインボイスのような形で、日本又は英国に所在する者が発行した商業上の文書を別途取り寄せる必要があるのでしょうか。	協定上、原産地に関する申告文を作成できるのは締約国に所在する者であることから、第三国インボイス上に原産地に関する申告文を作成することは想定されておりません。第三国インボイスが発行される場合は、締約国の生産者が作成するメーカーズインボイス等、第三国インボイス以外の商業上の文書上に原産地に関する申告文を記載する等してください。
輸出者自己申告において、輸入者が輸出者・生産者からの情報が開示不可と言われて入手できなかった場合には、当該説明内容を確認できる書類の提出は省略可能でしょうか。	輸出者又は生産者が原産地に関する申告文を作成する場合であって、原産性に関する追加的な説明資料が得られない場合は、輸入申告時に原産地証明識別コードに簡素化申告のコードを入力し、原産品申告書のみを提出して申告してください。ただし、一部でも情報を入手している場合は入手している範囲内で原産品申告明細書を作成し、十分な情報を得られていない旨を併せて原産品申告明細書に記載してください。また添付書類も得られている範囲で添付してください。

質問事項	現時点での回答
<p>資料「日英EPA原産地規則について」（21ページ）に「原産品であることに係る追加的な説明（資料）が提供できない場合」とありますが、具体的などのような場合となるのでしょうか。</p>	<p>輸出者又は生産者が申告文を作成する輸出者自己申告において、輸入者が輸出者から、営業秘密等の理由で、原産品であることを確認できる書類の提供を受けられないような場合が想定されます。</p>
<p>日英EPAを適用して、生産者自己申告により牛肉（英国の完全生産品）を輸入することを検討しています。 牛肉（完全生産品）である場合、追加的な説明資料については提出不要と認識していますが、その場合も完全生産品であることの確認が必要であるということでしょうか。その場合、サプライヤーが生産について証明した書面により当該確認を行ってもよいのでしょうか。</p>	<p>牛肉が完全生産品であることを確認できる書類については、一般的には契約書、生産証明書等が想定されますが、個別事案については、通関予定税関の首席原産地調査官・原産地調査官にご相談ください。</p>
<p>日英EPA発効前に船積みされた貨物であっても、協定の規定を満たす製品には、日英EPA税率の適用は可能ですか。</p>	<p>日英EPA第3章の規定を満たす産品であって、同EPA発効日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中の貨物又は輸入締約国に到着し保税地域に蔵置されている貨物について、協定発効日から12箇月以内に輸入締約国の税関当局に対して関税上の特惠待遇の要求が行われることを条件として、日英EPA税率の適用が可能です。</p>
<p>当社は船で日本から英国へ輸出する予定です。輸出者自己申告を利用する予定ですが、日英EPA発効日前に発行されたインボイスに原産品申告文を掲載している場合は、当該申告文は無効となるのでしょうか。その場合、日英EPA発効日以降の日付でインボイスを再発行し、原産品申告文を記載する必要があるでしょうか。又はインボイスの作り変えは行わず、別紙に申告文を記載しインボイスとの紐づけを行えばよいでしょうか別紙に申告文を記載する場合は、別紙にはサイン等必要でしょうか。</p>	<p>インボイスの発行日については協定発効以前の日付で構いませんが、申告文の作成日は協定発効以降の日付である必要があります。記載いただいたように原産品申告書は発効日以降に作成し、インボイスに別添することでも構いません。インボイスとの紐づけのため、別添する申告文の紙面上にインボイス番号と発効日を記載する等していただければ結構です。附属書3-Eに定める活字体の輸出者氏名又は名称が記載されていれば、サインについては不要です。</p>
<p>英国のシッパーが、英国以外のEU域内で生産された産品を英国の港から積み出しする場合において、これまでは英国のシッパーによる輸出者申告にて日EU・EPAを利用していましたが、今後はこの方法では日EU・EPAの特恵適用は認められないのでしょうか。</p>	<p>英国のシッパーが日EU・EPA輸出者自己申告を行うことはできませんが、インボイスが第三国で発給されることのみをもってEPAが適用できないわけではないため、生産者がEUの他の国に所在する場合は、生産者が原産品申告書を作成し、かつ積送基準の規定を満たしていることが確認できる資料が輸入申告時に提出できるのであれば、日EU・EPAの適用は認められます。</p>

質問事項	現時点での回答
<p>英国のシッパーが、英国以外のEU域内で生産された産品を英国の港から積み出しする場合において、今後は、日EU・EPAを適用するためには、英国で加工されていない旨の証明が必要になると思いますが、こういった書類が必要になるでしょうか？また、英国を通過するEUで生産された産品について、積送基準を緩和する規定があるでしょうか。</p>	<p>通しB/Lや税関管理下の保税地域への搬出入記録等、運送の流れ及び英国において協定第3.10条に規定する加工以外の加工をしていないことがわかる資料の提出が必要となります。また、英国を通過する貨物について積送基準を緩和する規定は日EU・EPAにはありません。</p>
<p>英国で生産した産品をオランダ等EUの他国にストックし、日本に輸出しているケースがありますが、英国がEUから離脱した後は、このような形態では日英協定の運送条件を満たさないと考えられます。日英EPAには、現在EUにある英国で生産した産品について何らかの救済策はありますか。</p>	<p>積送基準について、現在 E U 域内にストックされている貨物に係る特別な救済措置は規定されておりません。 第三国である E U 域内に貨物をストックする場合は、協定第3・10条2の規定のとおり、当該産品が E U 域内において税関の監視の下に置かれている必要があります。また、日本での輸入申告時には、当該貨物が積送基準を満たしていることを確認するための資料の提出が必要となります。</p>
<p>同一商品で複数回の輸送があり、輸出者・生産者による自己申告文をインボイスの別添とすることを検討しています。インボイスナンバーは都度発番され、予め1つの文書に一定期間分を記載することが困難ですが、別添とした自己申告文に全てのインボイスナンバーを記載しなければならないのでしょうか。また、輸入者の自己申告は包括的な期間の証明ができるのでしょうか。</p>	<p>同一商品の複数回輸送の場合は、当該複数の申告用インボイスに共通して記載される「品名」「アイテムナンバー」「契約番号」等を自己申告文に記載し、それぞれのインボイスと突合できるようにしてください。また、輸入者の自己申告においても使用は可能です。 ※詳しくは税関HP原産地ポータルに掲載されている資料「日EU・EPA自己申告制度について～手続簡略化～」(33ページ)をご参照ください。</p>
<p>原産地基準のC-4(特定の車両～)は、日本からの輸出に関してのことでしょうか。</p>	<p>原産地に関する申告文に特惠基準C-4を記載するのは、協定付録3-B-1第3節を適用する場合があります。協定上は日本からの輸出に限定されておりませんが、日本へ自動車を輸入する場合の関税は無税ですので、実質的には日本からの輸出に関する規定となります。</p>

【その他】

質問事項	現時点での回答
日EU・EPAには、英国産品について日英EPAのように拡張累積できる規定はあるのでしょうか。	日EU・EPA には、当該規定はありません。
日EU・EPA 同様、輸入通関許可後の更正請求は認められないのでしょうか。	日EU・EPA 同様、協定において輸入通関許可後の更正申告に係る規定は設けられておりません。
RCEP（地域的な包括的経済連携）協定について、説明会の予定は決まっていますでしょうか。	決まり次第、税関ホームページ等でご案内いたします。